

			I 令和6年度就学援助制度の実施について																																
			1. 就学援助制度の周知方法																																
			(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)										(3)就学援助(要保護・重要保護)の申請期間(あてはまるもの1つに○)										(5)就学援助(要保護・重要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに○)												
都道府県	市区町村		ア 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ 就学援助制度の周知の要領を配布	エ 教育委員会のウェブサイト等に就学援助制度の周知の要領を掲載	オ 学校等に就学援助制度の周知の要領を配布	カ 入学式等に就学援助制度の周知の要領を配布	キ 毎年、就学援助制度の周知の要領を配布	ク 長生館やスクールカウンセラー等から案内を配布	コ その他	(2) (1)のウの内容	ア 申請締切を設け、期	イ 随時申請を受け付けてお	ウ 随時申請を受け付けてお	エ 各学期に随時申請を受け付けてお	オ 申請締切を設け、期	カ 申請締切を設け、期	キ 随時申請を受け付けてお	ク その他	(4) (3)のオの内容・補足事項														
			ア 申請締切を設け、期	イ 随時申請を受け付けてお	ウ 随時申請を受け付けてお	エ 各学期に随時申請を受け付けてお	オ 申請締切を設け、期	カ 申請締切を設け、期	キ 随時申請を受け付けてお	ク その他	ア 申請締切を設け、期		イ 随時申請を受け付けてお	ウ 随時申請を受け付けてお	エ 各学期に随時申請を受け付けてお	オ 申請締切を設け、期	カ 申請締切を設け、期	キ 随時申請を受け付けてお	ク その他																
43	43	38	22	14	16	16	24	36	2	6	13	13	9	2	39	9	2	2	16	7	21	9	9	9	9	4	4	18	9	30	30	3	6	6	
兵庫県	神戸市	○			○		○	○			○	保護者との連絡ツール「すぐる」で案内を発信			○				○										○		○	○	○		
兵庫県	姫路市	○	○		○		○	○						○					○											○	○				
兵庫県	尼崎市	○			○	○	○	○						○					○											○					
兵庫県	明石市	○	○				○	○						○					○										○	○	○				
兵庫県	西宮市	○	○	○	○		○	○						○					○											○	○				
兵庫県	洲本市	○						○						○					○													○		各学校家庭訪問時にヒアリングの上制度を案内	
兵庫県	芦屋市	○	○		○		○	○		○				○					○										○	○	○				
兵庫県	伊丹市	○	○		○	○	○	○	○					○					○										○	○	○				
兵庫県	相生市	○			○	○				○		自治体の広報誌に就学支援制度パンフレットを折り込み、全世帯へ制度を周知している。			○				○											○					
兵庫県	豊岡市	○	○	○	○	○								○					○											○	○				
兵庫県	加古川市	○	○	○				○		○	○	加古川市公式SNSを使用して制度を周知。			○				○										○	○		○		・市内学校に通う全児童生徒に、学校を通じて配布しているチラシを色紙に印刷することで、保護者の目につきやすくしている。 ・加古川市公式SNSを使用して制度を周知。	
兵庫県	赤穂市				○			○						○					○										○	○	○				
兵庫県	西脇市	○	○				○	○						○					○											○	○				
兵庫県	宝塚市	○		○	○	○	○	○					○						○									○	○			○		市が管理している学校給食の滞納整理で、臨戸訪問をした際に、就学援助の制度の説明を行っている。	
兵庫県	三木市	○	○					○						○					○										○		○				
兵庫県	高砂市	○	○											○					○											○	○				
兵庫県	川西市	○	○	○			○	○			○	市立の小学校及び中学校以外の学校に就学している児童生徒については、教育委員会より該当する世帯へ案内を送付している。 市立学校に通う保護者には、「ミマモルメ」のサービスで就学援助の案内を配信（市HPのURLや申請フォームのURLを送付）			○							○		オンライン申請の場合は教育委員会、紙申請の場合は、原則学校へ提出。ただし、紙申請でも事情のある場合は教育委員会に提出可。			○								
兵庫県	小野市	○	○	○			○	○		○				○					○																
兵庫県	三田市	○		○	○		○	○						○					○								○	電子申請フォームを使って提出（就学援助専用のシステムではない）	○	○	○				
兵庫県	加西市	○	○					○						○	○	○			○									○	○						
兵庫県	丹波篠山市	○		○	○			○						○					○											○		○			
兵庫県	養父市	○				○								○					○									○		○			○	教育委員会ホームページに制度を掲載し、申請書等様式のダウンロードを可能としている。	
兵庫県	丹波市	○	○			○	○	○		○		就学時健康診断の案内の書類とともに配布			○				○									○	○	○					
兵庫県	南あわじ市	○		○			○	○		○				○					○										○	○	○				
兵庫県	朝来市	○	○	○				○			○	就学時健康診断の際に教育委員会が健診会場で就学援助制度の書類を配布し、説明をしている。			○				○									○		○					
兵庫県	淡路市	○					○	○						○					○										○	○					
兵庫県	兵庫県	○	○			○		○		○		親子父子自立支援員による離健前相談等における制度の案内を実施。			○				○							○		○		○	○				
兵庫県	加東市	○					○	○						○					○									○	○	○	○				

		I 令和6年度就学援助制度の実施について																																					
		1. 就学援助制度の周知方法																																					
		(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)										(3)就学援助(要保護・要支援)の申請期間(あてはまるもの1つに○)										(5)就学援助(要保護・要支援)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに○)										(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに○)							
都道府県	市区町村	ア 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ 就学援助制度の周知の書類を配布	エ 就学援助制度の周知の書類を配布	オ 学校で就学援助制度の周知の書類を配布	カ 入学時に就学援助制度の周知の書類を配布	キ 毎年、就学援助制度の周知の書類を配布	ク 民生委員・児童委員等から家内を巡回して配布	コ その他	(2) (1)の3の内容	ア 申請締切を設け、期	イ 随時申請を受け付けてお	ウ 随時申請を受け付けてお	エ 各学期で申請締め切	オ その他	(4) (3)のオの内容・補足事項	ア 申請を希望する者が教育委員会に提出	イ 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ 申請を希望する者が学校に提出	エ 申請を希望する者が学校に提出	オ 申請を希望する者が学校に提出	カ 申請を希望する者が学校に提出	キ 就学援助システムを	ク その他	(6) (5)のウの内容	ア 目に書きやすいタイ	イ 漢字に	ウ 漢字に	エ 漢字に	オ 漢字に	カ 漢字に	キ 漢字に	ク その他					
		イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	コ	その他		ア	イ	ウ	エ	オ		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク					
43	43	38	22	14	16	16	24	36	2	6	13	13		0	2	39	0	2	2	16	7	21	0	0	0	0	4	4	18	0	30	30	3	6	6				
兵庫県	たつの市	○		○		○	○						○						○									○		○	○								
兵庫県	播磨川町	○	○					○		○	5・6月頃に学校で就学援助制度の書類を配布		○					○												○	○								
兵庫県	多可町	○	○		○	○	○	○		○	ケーブルテレビで制度の案内、福祉担当課から案内(児童扶養手当申請面談時)		○					○										○											
兵庫県	加古郡稲美町	○			○			○					○					○										○		○	○								
兵庫県	播磨町	○	○				○	○		○	就学援助受付開始前に学校を通じて全保護者に案内文書を配布					○		○											○										
兵庫県	市川町					○	○						○					○												○		○	入学時及び通塾時に学校で全ての保護者に就学援助制度の書類を配布している。						
兵庫県	福崎町				○		○	○					○						○									○											
兵庫県	神河町	○		○		○	○	○					○					○												○									
兵庫県	太子町	○	○		○	○			○	○	毎年、民生委員・児童委員協議会定例会にて制度を周知。		○					○										○		○	○								
兵庫県	赤穂郡上郡町	○	○			○		○		○	児童扶養手当認定書の提出依頼時に就学援助制度の書類を同封している・毎年1月頃に、学校を通じて、次年度申請について通知している			○				○											○										
兵庫県	佐用町						○						○					○													○								
兵庫県	香美町	○					○						○						○												○								
兵庫県	新温泉町	○	○	○		○		○					○					○													○								
兵庫県	南あわじ市・洲本市小中学校組合	○		○			○	○		○			○					○												○	○								
兵庫県	播磨高原広域事務組合									○	本組合が所管する小中学校は、学校数、児童生徒数とも少なく、家庭訪問、個別懇談をはじめ平日頃から児童生徒の状況、家庭の状況の把握ができていないこと、保護者も学校へ相談しやすいため、個別に対応している。		○					○													○	現状、対象者がいないため、個別対応を行う予定である。							

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

		1 令和6年度就学援助制度の実施について																											4. 就学援助率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		(1) 令和6年度当初における事業保護の認定基準(該当するものを○)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		ア 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ 市区町村市民税の減免	ウ 市区町村住民税の減免	エ 国民年金保険料の免除	オ 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ 児童扶養手当の支給	キ 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク PTA会費、学納費等の学校納付金の減免が行われている者	ク 個人の事業税の減免	コ 固定資産税の減免	サ 学校納付金の納付状況が悪い者、昼食、被服等に不自由している者等で保護者の生活状況がきわめて悪いと認められるもの	シ 経済的理由による欠席日数が多い者	ス 保護費の滞りによる滞り	セ 生活保護受給者	ソ 生活保護受給者(生活保護受給者でないが、生活保護受給者と同様の生活保護の基準に準じて認定される者)	タ 生活保護受給者(生活保護受給者でないが、生活保護受給者と同様の生活保護の基準に準じて認定される者)	チ 特別支援教育費(特別支援教育費)の滞り	ツ 市区町村住民税(所得割又は市町等割)の滞り	テ 市区町村住民税(所得割又は市町等割)の滞り	ト、その他	(2)(1)で「タ」又は「チ」に○をした場合	(3)(1)で「ツ」に○をした場合	(4) (1)で「ト」を回答した場合、その他の基準の内容										(5) 補足事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
係数(倍率)	係数(倍率)	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	

[illegible]

都道府県		市区町村	1. 令和6年度就学援助制度の実施について																																								6. その他																																																				
			5. 令和6年度事業保護就学援助額																																																																																												
			2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																																																																												
			(1) 費目毎の援助額																																																																																												
																																								(2) 補足事項																就学援助制度の運用や、経済的に困難にしている児童・生徒に対する食料費の助給・対応について、これまでの回答への補足があれば記入ください。																																							
学用品費																通学費																修学旅行費																卒業アルバム代等																オンライン学習通信費																															
費目の 設定の 有無																費目の 設定の 有無																費目の 設定の 有無																費目の 設定の 有無																費目の 設定の 有無																															
実費・現 物支給 平均額																実費・現 物支給 平均額																実費・現 物支給 平均額																実費・現 物支給 平均額																実費・現 物支給 平均額																															
上限額																上限額																上限額																上限額																上限額																上限額															
支給平 均額																支給平 均額																支給平 均額																支給平 均額																支給平 均額																支給平 均額															
一定額																一定額																一定額																一定額																一定額																一定額															
令和6 年度単 価																令和6 年度単 価																令和6 年度単 価																令和6 年度単 価																令和6 年度単 価																令和6 年度単 価															
その他																その他																その他																その他																その他																その他															
補足事項																補足事項																補足事項																補足事項																補足事項																補足事項															
費目の 設定の 有無																費目の 設定の 有無																費目の 設定の 有無																費目の 設定の 有無																費目の 設定の 有無																費目の 設定の 有無															
実費・現 物支給 平均額																実費・現 物支給 平均額																実費・現 物支給 平均額																実費・現 物支給 平均額																実費・現 物支給 平均額																実費・現 物支給 平均額															
上限額																上限額																上限額																上限額																上限額																上限額															
支給平 均額																支給平 均額																支給平 均額																支給平 均額																支給平 均額																支給平 均額															
一定額																一定額																一定額																一定額																一定額																一定額															
令和6 年度単 価																令和6 年度単 価																令和6 年度単 価																令和6 年度単 価																令和6 年度単 価																令和6 年度単 価															
その他																その他																その他																その他																その他																その他															
補足事項																補足事項																補足事項																補足事項																補足事項																補足事項															
費目の 設定の 有無																費目の 設定の 有無																費目の 設定の 有無																費目の 設定の 有無																費目の 設定の 有無																費目の 設定の 有無															
実費・現 物支給 平均額																実費・現 物支給 平均額																実費・現 物支給 平均額																実費・現 物支給 平均額																実費・現 物支給 平均額																実費・現 物支給 平均額															
上限額																上限額																上限額																上限額																上限額																上限額															
支給平 均額																支給平 均額																支給平 均額																支給平 均額																支給平 均額																支給平 均額															
一定額																一定額																一定額																一定額																一定額																一定額															
令和6 年度単 価																令和6 年度単 価																令和6 年度単 価																令和6 年度単 価																令和6 年度単 価																令和6 年度単 価															
その他																その他																その他																その他																その他																その他															
補足事項																補足事項																補足事項																補足事項																補足事項																補足事項															
費目の 設定の 有無																費目の 設定の 有無																費目の 設定の 有無																費目の 設定の 有無																費目の 設定の 有無																費目の 設定の 有無															
実費・現 物支給 平均額																実費・現 物支給 平均額																実費・現 物支給 平均額																実費・現 物支給 平均額																実費・現 物支給 平均額																実費・現 物支給 平均額															
上限額																上限額																上限額																上限額																上限額																上限額															
支給平 均額																支給平 均額																支給平 均額																支給平 均額																支給平 均額																支給平 均額															
一定額																一定額																一定額																一定額																一定額																一定額															
令和6 年度単 価																令和6 年度単 価																令和6 年度単 価																令和6 年度単 価																令和6 年度単 価																令和6 年度単 価															
その他																その他																その他																その他																その他																その他															
補足事項																補足事項																補足事項																補足事項																補足事項																補足事項															
費目の 設定の 有無																費目の 設定の 有無																費目の 設定の 有無																費目の 設定の 有無																費目の 設定の 有無																費目の 設定の 有無															
実費・現 物支給 平均額																実費・現 物支給 平均額																実費・現 物支給 平均額																実費・現 物支給 平均額																実費・現 物支給 平均額																実費・現 物支給 平均額															
上限額																上限額																上限額																上限額																上限額																上限額															
支給平 均額																支給平 均額																支給平 均額																支給平 均額																支給平 均額																支給平 均額															
一定額																一定額																一定額																一定額																一定額																一定額															
令和6 年度単 価																令和6 年度単 価																令和6 年度単 価																令和6 年度単 価																令和6 年度単 価																令和6 年度単 価															
その他																その他																その他																その他																その他																その他															
補足事項																補足事項																補足事項																補足事項																補足事項																補足事項															
費目の 設定の 有無																費目の 設定の 有無																費目の 設定の 有無																費目の 設定の 有無																費目の 設定の 有無																費目の 設定の 有無															
実費・現 物支給 平均額																実費・現 物支給 平均額																実費・現 物支給 平均額																																																															

[illegible]